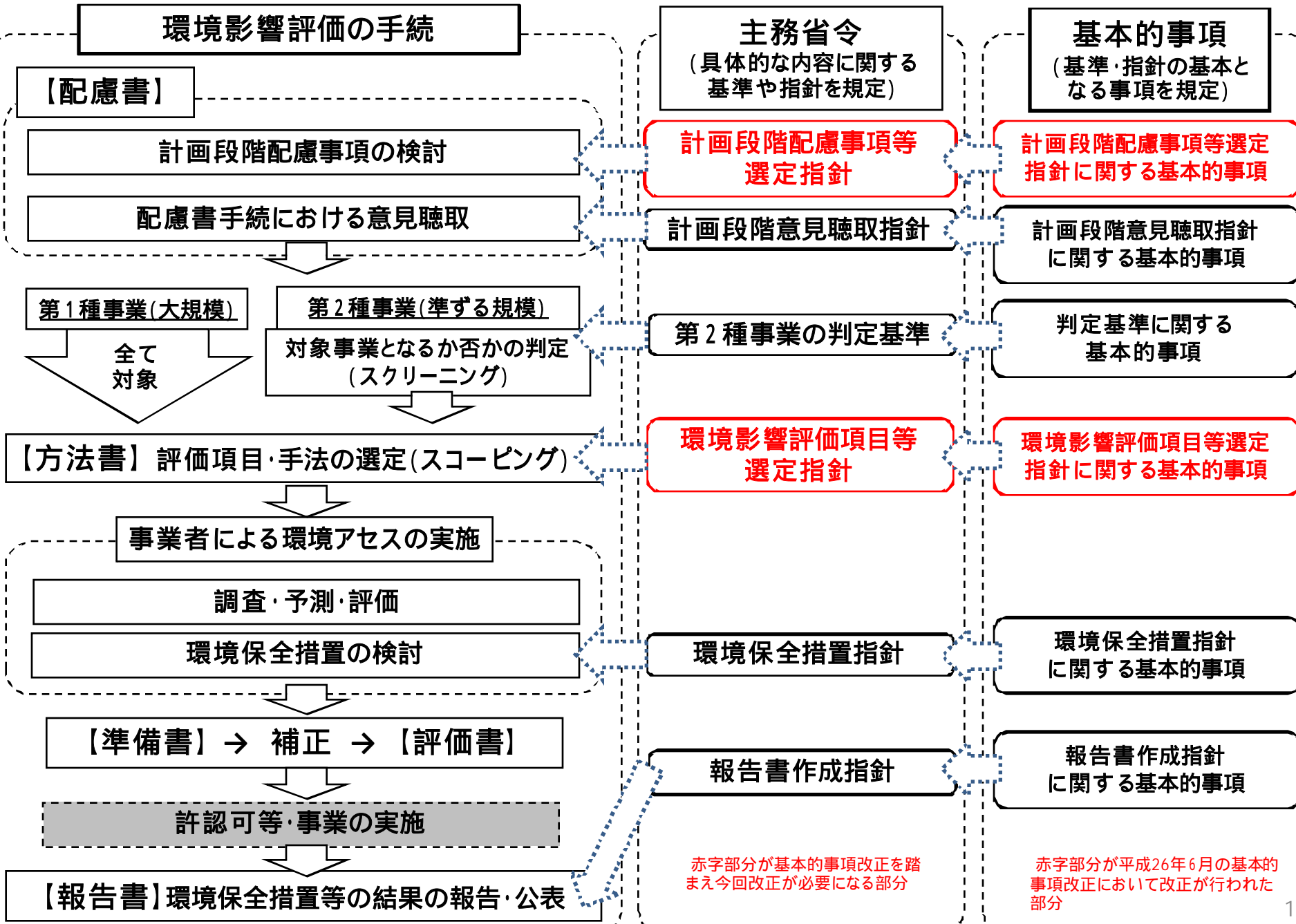


【別紙3】環境影響評価の流れと主務省令・基本的事項の位置付け



(参考) 基本的事項の改正事項と省令の改正(案)について

省令の改正(案)概要

計画段階配慮事項等選定指針

計画段階配慮事項の検討に当たって把握する自然的社会的状況(地域特性)に関する情報として、一般環境中の放射性物質の状況を追加する。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量を追加する。

放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項について、放射線の量の変化を把握できることとする。

環境影響評価項目等選定指針

環境影響評価項目の選定に当たって把握する自然的社会的状況(地域特性)に関する情報として、一般環境中の放射性物質の状況を追加する。(計画段階配慮事項等選定指針の規定を準用。)

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量を追加する。(計画段階配慮事項等選定指針の規定を準用。)

放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項について、放射線の量の変化を把握できることとする。

別表第一の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可能性がある影響要因に係る項目を参考項目とする。

放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、これらの事態が生ずる可能性があるもの(建設機械の稼働造成等の施工等)

別表第二に、放射線の量に係る調査・予測の参考となる手法を追加する。

粉じん、水の濁り、建設工事に伴う副産物の発生の特性を踏まえた手法

基本的事項の改正事項(H26.6)

計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項

- 一 一般的事項
- (2) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び環境要因の区分に従うものとする。
- 二 計画段階配慮事項の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針
- (5) 別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定事項については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

- 一 一般的事項
- (2) 環境影響評価の項目の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び環境要因の区分に従うものとする。
- 二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針
- (5) 別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定事項については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

別表において、赤字部分を追加。

(別表)

環境要素の区分		影響要因の区分		工事	存在・供用
		細区分	細区分		
一般環境中の放射性物質	放射線の量				